

新旧対照表

○議案第 号 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<u>木更津市土砂等の埋立て等の規制に関する条例</u> 平成22年 3 月20日 条例第 1 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条） 第 2 章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第 6 条） 第 3 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第 7 条・第 8 条） 第 4 章 特定事業の規制（第 9 条—第31条） 第 5 章 特定事業に係る土地所有者の義務（第32条・第33条） 第 6 章 雑則（<u>第33条の 2</u>—第37条） 第 7 章 罰則（第38条—第41条） 附則 （目的） 第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止し、<u>及び土砂等の埋立て等の適正化を図るため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</u> （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物並びに再生土（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。第14条において同じ。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じたものであって、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為（<u>同法の規定</u></u>	<u>木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> 平成22年 3 月20日 条例第 1 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条） 第 2 章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第 6 条） 第 3 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第 7 条・第 8 条） 第 4 章 特定事業の規制（第 9 条—第31条） 第 5 章 特定事業に係る土地所有者の義務（第32条・第33条） 第 6 章 雑則（<u>第34条</u>—第37条） 第 7 章 罰則（第38条—第41条） 附則 （目的） 第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生を未然に防止する</u>ため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物<u>その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。</u>

の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。)をいう。

- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等^等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であるものをいう。

(3) 簡易な埋立て等 特定事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が500平方メートル未満であるものをいう。

(4) 小規模埋立て等 簡易な埋立て等を除く特定事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。

(5) 略

(事業者の責務)

第3条 事業者(土砂等の埋立て等^等を施工する者(請負契約により土砂等の埋立て等を行う者を含む。))をいう。以下この条において同じ。)は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、事業活動が市民の理解の下に進められるよう、市民に対し情報提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3・4 略

5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等^等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(2) 特定事業 土砂等の埋立て等^等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるものをいう。

(3) 小規模埋立て等 特定事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。

(4) 略

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2・3 略

4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等^等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業(簡易な埋立て等を除く。この条、次条から第21条まで、第23条から第27条まで、第29条から第33条まで及び第36条において同じ。)を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、土砂等の発生場所を特定して、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

2 前項第3号に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。この場合において、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

(簡易な埋立て等の届出)

第9条の2 簡易な埋立て等を行おうとする者は、前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業並びに規則で定める事業を除き規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(特定事業に係る土地所有者等の同意等)

第10条 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項又は第3項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、第12条第2項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき、規則で定める当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例(平成6年木更津市条例第23号)第2条第2項に規定する水道水源保護地域を含む3,000平方メートル以上の特定事業(一時たい積特定事業を除く。)について、第9条の許可の申請を

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 前項第3号に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。この場合において、は、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

(特定事業に係る土地所有者等の同意等)

第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項又は第3項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、第12条第2項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき、規則で定める当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例(平成6年木更津市条例第23号)第2条第2項に規定する水道水源保護地域を含む3,000平方メートル以上の特定事業(一時たい積特定事業を除く。)について、前条の許可の申請をし

しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業区域に隣接する土地の所有者及び当該特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者（以下この項において「近隣の住民」という。）に対し、第12条第1項第1号から第10号までに掲げる事項について説明し、当該特定事業区域に隣接する土地の所有者からの承諾及び近隣の住民の世帯の10分の8以上の世帯主からの承諾を得なければならない。

（事前協議）

第11条 第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置

(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。

(1)～(8) 略

3～5 略

（許可の申請）

第12条 第9条第1項の許可（一時たい積特定事業及び小規模埋立て等の許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条に規定する同意を得たことを証する書面（第10条第3項に該当する場合には、同条第1項及び第2項に規定する同意及び同条第3項に規定する承諾を得たことを証する書面）、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

ようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、規則で定める当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に対し、第12条第1項第1号から第10号までに掲げる事項について説明し、その承諾を得なければならない。

（事前協議）

第11条 第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。ただし、小規模埋立て等にあつては当該協議を省略することができる。

(1)～(8) 略

(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。ただし、小規模埋立て等にあつては当該協議を省略することができる。

(1)～(8) 略

3～5 略

（許可の申請）

第12条 第9条第1項の許可（一時たい積特定事業及び小規模埋立て等の許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条に規定する同意を得たことを証する書面（第10条第3項に該当する場合には、同条第1項及び第2項に規定する同意及び同条第3項に規定する承諾を得たことを証する書面）、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置

(11) 略

2・3 略

(許可の基準)

第14条 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからサまでのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ～オ 略

カ 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等

キ 精神機能の障害により、土砂等の埋立て等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2)～(4) 略

(5) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者（第1号アからキまでのいずれにも該当しない者に限る。）を置くこと。

(6) 略

(7) 下請人がある場合にあっては、当該下請人（法人にあっては、その役員）が第1号アからキまでのいずれにも該当しないこと。

(8) 特定事業が再生土（再生土のうち再生砕石（産業廃棄物の破砕等で生じたものであって、40ミリメートル以下の砕石をいう。）を除く。）を使用するものでないこと。

(9) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(11) 略

2・3 略

(許可の基準)

第14条 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ～オ 略

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当する者

(2)～(4) 略

(5) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

(6) 略

(7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛

散又は流出のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(10)～(12) 略

(13) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第5号並びに次に掲げる事項に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4)・(5) 略

3 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第3項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が第1項第1号、第2号及び第4号から第13号までの各号に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

4 第9条第1項の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第9号及び第13号並びに第2項第3号の規定は、適用しない。

(標識の設置等)

第22条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項若しくは第9条の2の届出をした者は、当該許可又は当該届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可又は当該届出に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項若しくは第9条の2の届出をした者は、当該許可又は当該届出に係る特定事業が施工されている間、当該許可又は当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(8)～(10) 略

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第5号並びに次に掲げる事項に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4)・(5) 略

3 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第3項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの各号に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

4 第9条第1項の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第7号及び第11号並びに第2項第3号の規定は、適用しない。

(標識の設置等)

第22条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第23条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、当該許可若しくは当該届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2～5 略

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第24条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、規則で定める日までに、当該許可又は当該届出に係る特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2～4 略

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第25条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、当該許可又は当該届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、規則で定める日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

(特定事業の廃止等)

第23条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2～5 略

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第24条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2～4 略

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第25条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

ない。

2～4 略

- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第26条 略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 申請者が第14条第1項第1号クに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 略

3 略

- 4 第1項の許可の基準については、第14条の規定（同条第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 略

(措置命令)

第28条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は相当の期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条、第9条の2又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2～4 略

- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第26条 略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 申請者が第14条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 略

3 略

- 4 第1項の許可の基準については、第14条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 略

(措置命令)

第28条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は相当の期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1)～(6) 略

(7) 第27条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第14条第1項第1号アからサまでのいずれかに該当するとき。

(8) 略

2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第30条 市長は、第23条第6項、第24条第5項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第31条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出、第24条第3項の規定による完了の届出若しくは第25条第3項の規定による終了の届出をした日又は第29条第1項の規定による第9条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2～4 略

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 略

2 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業に

(許可の取消し等)

第29条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1)～(6) 略

(7) 第27条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第14条第1項第1号アからカまでのいずれかに該当するとき。

(8) 略

2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第30条 市長は、第23条第6項、第24条第5項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第31条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出、第24条第3項の規定による完了の届出若しくは第25条第3項の規定による終了の届出をした日又は第29条第1項の規定による第9条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2～4 略

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 略

2 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業に

より土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第33条 略

- 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第28条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第6章 雑則

(許可等に関する意見の聴取)

第33条の2 市長は、第9条第1項、第15条第1項又は第26条第1項の許可をしようとするときは、第14条第1項第1号カ及びクからサまで（同号クからサまでのいずれかに該当するものにあっては、同号カに係るものに限る。）、同項第5号及び第7号に該当する事由（同条第1項第1号カに係るものに限る。）の有無（次項において「暴力団員等の有無」という。）について、千葉県警察本部長又は市を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、第28条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定による処分をしようとするときは、暴力団員等の有無について、千葉県警察本部長又は市を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

(調査)

第33条の3 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署その他の関係機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等が行われ、又は行われようとしている場所、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の発生場所、運搬経路その他の関係場所及びその関係者について調査させることができる。

(報告の徴収)

第34条 略

(立入検査)

より土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第33条 略

- 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第28条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第34条 略

(立入検査)

第35条 略

(公表)

第35条の2 市長は、土壌の汚染を防止し、及び土砂等による埋立て等の適正化を図るため公益上必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、違反の事実及び命令の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

(1) 第9条第1項若しくは第2項、第9条の2、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、特定事業を行った者

(2) 第28条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反し、又は第29条第1項の規定により許可を取り消された特定事業を行った者

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項又は第9条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)～(6) 略

第35条 略

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)～(6) 略